

# 福祉行政報告例質疑応答集

※ 質疑応答集の最後のページに改定履歴を付けました。

※ 記載されている内容について、こども家庭庁への照会が可能なものは、43表～50表、56表、57表となります。

## 21の2表

	分類	質問	回答
1	一般的事項	有効期間中の所得区分の変更等は計上の対象になるか。	育成医療(01)、更生医療(02)及び精神通院医療(03)のいずれの場合においても、法第54条の規定に基づき認定した件数(新規認定及び再認定分)を計上し、有効期間中の所得区分の変更等は計上しないでください。 年度中に新規認定又は再認定されたもののうち、所得区分が本年度中に変更になったものは、有効期間中の変更は当初の所得区分に計上し、再認定による変更はそれぞれの所得区分に計上してください。

21の3表

	分類	質問	回答
1	(相談支援を利用している障害者等の人数)	同一人物が別件で複数回相談した場合、「障害別内訳」には何人として計上すべきか。	重複障害の場合を除き、障害別内訳には「1人」として計上してください。
2	(支援内容)	件数(06)には、家族支援を含めるか。	家族支援を含めて計上してください。

37表

	分類	質問	回答
1	一般的事項	1人の要保護女子等が同一の問題で2人の女性相談支援員等に受け付けられ、処理が済んでいる場合、「処理済実人員」は何件として計上するか。	「処理済実人員」は2件として計上してください。

38表

	分類	質問	回答
1	上表 表頭 入所人員(1)	本年度中に新たに入所した人員を計上するののか。	お見込みのとおりです。
2	上表 表頭 入所延人員 (年度中)(10)	前年度以前に入所し、年度をまたいで入所している者も含めて計上するののか。	お見込みのとおりです。ただし、前年度以前の入所期間については計上しないでください。
3	上表 表頭 入所延人員 (年度中)(10)	要保護女子等の入所に伴って同伴した家族の入所期間は計上するか。	計上しないでください。
4	下表 要保護女子・暴力被害女性が同伴した家族(年度中)	前年度以前に入所し、年度をまたいで入所している者も含めて計上するののか。	お見込みのとおりです。ただし、前年度以前の入所期間については計上しないでください。

43表

	分類	質問	回答
1	一般的事項等	計上する対象の児童はどのような児童か。	本年度中に児童の福祉に関する相談等を受け、児童記録票を起こした児童になります。 「児童記録票を起こす」の定義については、発出済の記入要領に関する解説書(通知別紙1)を参照してください。 (市町村における児童記録票については、「市町村児童家庭相談援助指針」第2章第2節6.「児童記録票の作成」を参照してください。)
2	一般的事項等	本年度中に市町村で児童の福祉に関する相談等を受けて児童記録票を起こした件数というのは、年度が替わったら、新たに数えるのか、継続中を数えずに新規のケースだけを報告するのか。	本年度中に新たに受付け、児童記録票を起こした件数であるため、新規のケースだけを計上します。
3	一般的事項等	「対応が完了した児童」の「対応が完了」とはどのような状態を示すのか。記入要領に明記されておらず、各担当者の判断になってしまっているため、ご教示いただきたい。	「対応が完了した児童」とは児童相談所において主訴が解消し、取り扱いが終了したものを指します。
4	一般的事項等	「通告等があったケース」、「連絡、通告等があったケース」、「相談、通告等があったケース」などの表記があるが異なる意味があるか。	等に全てが含まれるため、同旨です。
5	一般的事項等	通告等の「等」に何が含まれているか。	相談や連絡といったものが含まれます。
6	一般的事項等	児童発達支援事業所や放課後等デイサービスが経路種別のどの区分に入るのがわかりにくい。	設置主体がいずれかによって分類してください。多くは「その他(26)」に該当すると思われます。
7	児童相談所(1)	「児童相談所(1)」について、「他の児童相談所からの通告等があったケースについて計上する」とあるが他の都道府県等からの移管等の場合はどこに計上すべきか。	他の都道府県等の児童相談所からの移管等の場合も、他の児童相談所からの通告等として全て「児童相談所(1)」で計上してください。
8	児童相談所(1)	「児童相談所(1)」の欄には、「他の児童相談所からの通告等があったケースについて計上すること」とあるが、この記入要領の内容は児童相談所が「児童相談所(1)」欄に計上する場合を想定した文言か。また、市が管内児童相談所からケースを引き継いだ場合などは、経路別の「児童相談所(1)」欄に計上するということによるのか。	お見込みのとおりです。

9	市町村 (5)(6)(7)(8)	家庭児童相談室について、福祉事務所に位置づけられている市もあれば、そうでない市もある。また高齢、児童、障害等分野によって組織が異なる場合もある。そのため「福祉事務所(5)」についてどのように計上すればよいか。	各市町村における当該機関の位置づけに応じて、「福祉事務所(5)」もしくは「その他(8)」のどちらかに計上してください。
10	市町村 (5)(6)(7)(8)	市町村職員であってなおかつ福祉事務所職員の充て職を受けている者から通告があった場合や、福祉事務所内に他の機能(家庭児童相談室等)が併設されている場合は、どのように計上すればよいか。	43表記入要領、市町村(5)(6)(7)(8)の補を参照いただき、どのような立場で通告を行っているかによって分類、計上してください。  補 都道府県・市町村の職員であっても私人の立場で要保護児童を通告したときは本欄に計上せず、表頭に掲げる経路別のうち該当する欄に計上してください。
11	市町村 (5)(6)(7)(8)	市町村の他課(福祉部門とそれ以外)からの情報を入れるのに「福祉事務所(5)」か「その他(8)」しかなく、判断に迷う。	福祉事務所、児童委員、保健センター以外の市町村関係機関については、その他で計上してください。
12	市町村 (5)(6)(7)(8)	該当市に転入前の居住地の保健センターからの情報提供を「その他(8)」で計上してよいか。	転入前か後かではなく、地域保健法第18条の規定による市町村保健センターか否かで振り分け計上してください。
13	市町村 (5)(6)(7)(8)	他市から移管前の情報提供を受ける場合、どこに計上すればよいか。	他市か自市かで振り分けず、記入要領の経路種別に即して分類、計上してください。
14	児童委員(6)	「児童委員(6)」と「児童委員(通告の仲介を含む)(22)」の違いが分かりづらい。	児童委員自ら通告してきた場合「児童委員(6)」と、住民等から児童委員に相談や通告があり、それを受けた児童委員が通告・相談をしてきた場合「児童委員(通告の仲介を含む)(22)」とで分けて計上してください。
15	児童福祉施設 (10)	「児童福祉施設(10)」の範囲をご教示いただきたい。	児童福祉施設については児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設に該当する場合に計上してください。ただし、別項目として既に計上する箇所がある場合は、その箇所に計上してください。また、項目にないものについては「その他(26)」に計上してください。
16	里親(21)	里子を受託している里親が、隣の子について相談した場合、経路は「近隣・知人(24)」なのか、「里親(21)」なのか判断がつかない	その里親がどのような立場で通告をしているかによって分類、計上してください。なお、御質問のような場合は「近隣・知人(24)」に計上してください。

17	家族・親戚(23) 近隣・知人(24)	「家族・親戚(23)」や「近隣・知人(24)」の範囲がわからない。	民法725条において親族は「6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族」を指すため、これらを参考にし、該当する者については「家族・親戚」にて計上していただきたいが、このほか、通告等を行った者が対象児童と親戚関係にあると認識している場合も「家族・親戚(23)」に計上して差し支えありません。また、近隣については、近隣に住むもののほか通行人等も含め、知人については、お互いに存在を知っている間柄にあるものを指すため、それらの定義に従い分類、計上してください。
18	児童本人(25)	子どもの権利等啓発事業を市内の小学生を対象に行っている。当該プログラムの中で受託先が受けた通告や相談は当市の事業であるため、当市が受けたと捉え、「児童本人(25)」で計上してよいか。	各市町村における事業の実施内容や実施方法等を踏まえて、当該市町村が児童本人から相談等を受けたといえる場合には、「児童本人(25)」として計上して差し支えありません。
19	その他(26)	国の機関、都道府県の機関からの相談についてどのように振り分ければよいか(法務省、都道府県の教育局等)。	国の機関については「その他(26)」に計上し、都道府県の機関からについては、記入要領をご参照の上(1)～(4)のいずれかとして計上してください。
20	その他(26)	「その他」(4)(8)(26)には、何を計上すればよいのか。	(4)には都道府県・指定都市・中核市・特別区の関係機関のうち(1)～(3)に該当しないものを、(8)には市町村の関係機関のうち(5)～(7)に該当しないものを、(26)には(1)～(25)のいずれにも該当しないものを計上してください。
21	巡回相談(30)	「巡回相談(30)」や出張相談について、定義がわからない。	巡回相談については、昭和38年2月4日児発第96号厚生省児童局通知「児童相談所の巡回相談実施要領について」を参照いただき、それに該当する相談を計上してください。また出張相談については厳密にはそれらに該当しないが、準ずる形で受付をした相談について再掲にて計上してください。(拠点となる児童相談所以外の場所に職員が相談援助活動を行うことを目的として赴き、その中で受付をしたもの)
22	電話相談(31)	「電話相談(31)」について「電話のみで対応を完了した」とはどのような対応を示すのか。	「電話のみで対応を完了した」とは、電話にて相談を受け、来所等せずに電話でのみ対応し、相談が終了したことを指します。なお、記入要領のとおり、「電話相談(31)」に計上するものとしては、 ①電話によって相談を受けたもの ②児童記録票をおこしたもの ③電話のみで対応を完了したもののいずれにも該当する場合のみ再掲に計上することとしております。それ以外については計上しません。

23	電話相談(31)	メールでの児童通告は「電話相談(31)」に計上してよいか。	メールは電話ではないため、「電話相談(31)」には計上しません。
24	その他事例等	経路種別について「受付の経路が2欄以上に該当するときは、児童記録票を起こした相談経路のみに計上すること。」「補 児童相談所に児童委員から通告があり、ついで警察署からも通告があった場合、児童記録票を起こしたのが警察署からの通告であれば「警察等」に計上すること。」とあるが、相談経路の異なるそれぞれの相談について児童記録票を起こした場合はどのように扱えばよいか。	受付の経路が2欄以上に該当するときは、児童記録票を起こした最初の経路のみ計上してください。(同じ内容の相談や通告が複数の経路からあった場合に限る)
25	その他事例等	特定妊婦はどのように計上すればよいか。	特定妊婦に関する相談についても、受付をし児童記録票をおこしたものについては計上してください。性別については一旦はどちらかに分類いただき、出生後に性別が確定した段階で正しい性別に修正してください。
26	その他事例等	虐待相談で対応していたケースについて、虐待対応が終結したが、性格行動等、他の主訴に主訴変更して継続して対応する場合はどのように計上するか。	御質問の場合は、継続していた児童虐待相談を一度終了させ、新たに適切な種別で児童記録票を起こし、相談を開始し、新たに1件として計上してください。なお、その際の相談経路については、児童記録票を新たに起こした際の相談経路に基づき分類、計上してください。
27	その他事例等	スクールソーシャルワーカーからの通告があった場合、どこに計上すればよいか	スクールソーシャルワーカーの配置先を踏まえて、学校又は教育委員会等に計上してください。なお、私人の立場で通告したときは、「近隣・知人(24)」に計上してください。

44表

	分類	質問	回答
1	一般的事項等	当該年度末に受理し、翌年度に虐待非該当であると判明したケースの場合、当該年度の統計提出時点の受理件数として計上すべきか。	本表については記入要領において「本年度中に新たに受け付けた相談のうち、本年度中に判定会議等の結果、相談種別を決定した件数を計上すること」となっているため、本表には計上しません。(当該年度内に受理した上で児童記録票を起こしている場合には表43には計上します)
2	一般的事項等	市町村に備え付けている児童記録票とは、児童福祉分野に限ったものを指すということでよいか(母子保健や障害分野も含むのか)。	市町村における児童記録票については、「市町村児童家庭相談援助指針」第2章第3節9.「児童記録票の作成」を参照してください。
3	一般的事項等	記入要領には一般的事項として「相談種別は原則として判定会議・援助方針会議等の結果により分類すること」とあるが、「等」に受理会議を含めると理解し、受理会議で決定した主訴によって計上してもよいか。	「記入要領に関する解説書」を参照し、会議の名称等は問わないが、調査等の結果、当該ケースが「児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する行為があるものと判断されたもの」を計上してください。
4	児童虐待相談(1)	「児童虐待相談(1)」について、虐待と判断する基準についてご教示いただきたい。	「記入要領に関する解説書」にて、児童虐待相談については「児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する行為があるものと判断されたもの」(判断がなされた会議の名称や位置付けは問わない)とお示しております。「記入要領に関する解説書」を参照し、分類・計上してください。
5	その他の相談(2)	養護相談「その他の相談(2)」に関して、「児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童」とあるが、記入要領で例示されているような物理的に保護者が不在な状況にあるようなケースのみを計上するのか、それとも経済的困窮や家事育児能力等の保護者の生活力の低さによる不適切養育についても計上するのか。	御指摘のような不適切養育の場合にも「その他の相談(2)」に計上してください。
6	発達障害相談(9)	発達障害の特性が見られ、保護者の相談の主訴も発達障害であるものの診断が出ていない、といった場合も「発達障害相談(9)」としてよいか。	差し支えありません。

7	性格行動相談 (12)	中卒後、または高校中退後、いわゆる「引きこもり」に関する相談は「性格行動相談(12)」に計上しているが問題ないか。	「性格行動相談(12)」は記入要領上「行動上の問題を有する児童」について計上するため、記入要領の「性格行動相談(12)」に挙げられている行動上の問題を有する児童に該当するのであれば計上して差し支えありません。
8	その他の相談 (16)	「いじめ相談(19)」が再掲の扱いだが、加害者についてはぐ犯行為や性格行動等に該当すると思われるものの、原因不明で被害者となった児童については該当する種別がなく、その他の相談(16)としているが問題ないか。	一律に「その他の相談(16)」に分類するのではなく、例えば不登校の相談の中でいじめに関する相談があったり、性格行動相談の中でいじめに関する相談があることも考えられるため、その事案の主訴により分類・計上いただきたいが、いずれにも該当しない場合には「その他の相談(16)」に計上いただいて差し支えありません。
9	里親、養親希望 相談に関する相 談(44)	「里親、養親希望相談に関する相談(44)」について、 ①相談先を委託している場合は計上するの か。 ②どこまでを計上してよいのか(制度一般に 関する問い合わせまで計上するの か)	①里親、養親希望に関する相談先を委託している場合には、委託先への相談は児童相談所の相談に計上しません。 ②児童福祉法第27条1項3号に規定する里親、及び「養子制度等の運用について」(平成14年9月5日雇児発第0905004号)に基づく養子縁組希望者からの相談について計上するもので、制度一般に関する問い合わせは計上しません。
10	児童虐待通告 (18)	警察からの対応歴の確認の際、警察から「児童相談所に通告する」と言われている。この場合、その時点で「児童虐待通告(18)」として計上してよいのか	少年警察活動規則の一部を改正する規則(令和4年国家公安委員会規則第1号)第38条第2項及び第39条第2項の規定並びに「少年警察活動推進上の留意事項について(依命通達)」(令和4年3月31日付け警察庁乙生発第10号)により、警察からの通告は、口頭であったとしても事後に児童通告書が送付されるものであることから、御質問の連絡が児童福祉法第25条に基づく児童通告書の送付を前提としたものであり、児童相談所として児童記録票をおこしたものについては、連絡があった時点で計上してください。
11	18歳以上(19)	「18歳以上(19)」について、「措置延長の場合か特別児童扶養手当の場合は計上」とあるが、18歳到達前に措置入所等していた児童が一時保護後他施設等へ18歳に達してから措置変更となった場合は含まないという整理でよいのか。	お見込みのとおり、「18歳以上(19)」及び「18歳以上(39)」については、①法第31条の規定による措置延長の相談があった場合 ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による認定診断の依頼があった場合の2つに限定しているため、記入要領に則り、上記①②以外の18歳以上からの相談については計上の必要はありません。
12	その他事例等	措置変更や措置延長をした場合はどのように処理すべきか。	措置変更または措置の延長をするに至った主訴に鑑みて種別を分類するものであるが、いずれにも該当しない場合は「その他の相談(16)」に計上いただきたい。

13	その他事例等	虐待非該当のケースについて、児童の安全確認の結果を踏まえた判定会議等の結果により、児童虐待相談には該当しないと分類されたものはどのように又はどこに計上するか。	児童虐待相談には該当しないが、児童相談所として相談の受付を行い、児童記録票をおこしたものについては、記入要領に則り、他の適切な相談種別に分類・計上してください。(例えば、児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童(養育力不足など)、養子縁組に関する相談であれば「その他の相談(2)」に計上)
14	その他事例等	特定妊婦に関して、相談種別や年齢をどのように計上すればよいか。	児童福祉法第6条の3第5項により、特定妊婦とは「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」を指すため、「養護相談」のうち「その他の相談(2)」で計上してください。また年齢については記入要領・表側の「年齢区分」の補を参照し、0歳に計上してください。
15	表43・表44共通	性別や年齢の把握ができなかった場合については、どのように計上すればよいか。	できる限り通告内容に照らし、考え得る性別や年齢で計上し、その後の調査等によって明らかとなった場合は、訂正報告期間内であれば適切な性別、年齢に分類・計上して訂正報告してください。
16	その他事例等	知的障害と発達障害の診断がついている児童による家庭内暴力は「知的障害相談(8)」か「発達障害相談(9)」か「性格行動相談(12)」か「育児・しつけ相談(15)」か、あるいは行動面で困っていることがある児童が不登校になった後に進級先を支援級にするか悩んでいるような時など、主訴が複合的であるような場合はどのように計上すればよいか悩む。	記入要領にあるとおり相談種別が2欄以上に該当するときは、主な相談のみに計上するものであるため、相談種別は相談を受付けるに至った主訴を鑑み、総合的に主な相談種別がいずれであるかを判断し計上してください。(例えば、発達障害について相談に応じているというよりは、それが要因としてあるものの、相談者の主訴としては家庭内暴力であるならば、性格行動相談に分類・計上するなど)

## 45表

	分類	質問	回答
1	一般的事項等	基本的に相談を受け付けた時点で何らかの対応を行うが、「未対応」とはどのような状態を指すか。	本表における「未対応」とは、記入要領に記載のある各種対応(法第26条第1項及び第27条1項にいう措置のほか、児童相談所及び市町村が行う児童の福祉に関する相談の対応)がいずれもとられていない状態を指します。
2	一般的事項等	前年度の未対応ケースに対して、例えば本年度に「継続指導」の対応が1度、「施設入所」の対応が1度あった場合、要領によれば件数としては「2」となるが、前年度にすでに対応している(未対応ケースでない)場合、本年度に新たな対応が入ったとしても計上されないのか。	本表については、本年度中に新たに受け付けた相談及び前年度に未対応だった相談について、本年度中に何らかの対応がとられたものを計上することとしているため、「記入要領に関する解説書」の45表の2のただし書きにあるとおり、仮に本年度何らかの対応をしたとしても、すでに前年度対応済である場合は、今年度の対応には計上しません。
3	一般的事項等	記入要領に「援助方針会議等の結果により分類すること」とあるが、課内会議を「援助方針会議等」に含めてもよいか。	「記入要領に関する解説書」の冒頭ページの2つ目の※に記載しているとおり、児童虐待に該当する行為がみられるか否かの判断がなされた会議の名称や位置づけは問いません。
4	一般的事項等	「(中略)ただし、援助内容決定後指導等を継続し、その指導等が終了した場合にはあらためて計上はしない」と記載があるが、「本年度内に新たに受け付けた相談であって、本年度内に終了した件数は計上しない」ということか。	重複しての計上を避けるための記載となっております。 具体的には、例えば本年度中に受け付けをし、本年度中に「継続指導開始」の対応を行った場合、この指導が仮に本年度中に「継続指導終了」となった際、開始時と終了時どちらにも「継続指導」の対応を計上してしまうと2件と計上し重複してしまうため、こういった際は開始時にすでに対応・計上済として、終了時には改めて計上しない、という趣旨となります。
5	一般的事項等	児童に対して児童福祉司指導措置をとり、その保護者に対して保護者指導措置をとった場合、「児童福祉司指導(4)」には1件計上すべきか、2件計上すべきかご教示いただきたい。	支援対象と支援内容が異なる行政処分を2件実施していると解されるため、2件で計上してください。
6	一般的事項等	「同一人について一度とられた対応が～別の対応に変更される場合～」の「別の対応」とは、助言指導が児童福祉司指導になった場合などが考えられるが、2日間に分けて助言指導を行った場合も助言指導を2件計上するのか。	記入要領において、「同一人に対して一度とられた対応が～別の対応に変更される場合」とあるため、同じ対応が複数回とられた場合については複数計上しません。

7	助言指導(1) 継続指導(2)	受理会議の結果、相談内容を鑑みて助言指導(1)の対応をとると方針決定された児童について、児童の保護者より度重なって相談が続いた場合、結果として継続指導(2)の対応となることがあるが、この場合、両者とも計上するのか、それとも同じ面接指導なので主なもの1件のみに計上するのか。	対応が2欄以上に該当するときは、それぞれの対応に計上すること、同一人について一度とられた対応がその後の経過の中で別の対応に変更される場合には、新たにとられた対応についても計上することとしているため、どちらにも計上いただきたい。
8	他機関あつせん(3)	他機関あつせん(3)について、「児童相談所において情報提供を受けて通告と判断した場合はここに計上する」とあるが、具体的にどのような場合を想定された記載なのか。	児童相談所運営指針第3章第2節6.「他の児童相談所へのケース移管及び情報提供」において、情報提供とは「当該児童相談所の援助により状況の改善が図られ終結したが、ケースが管轄区域外に転居したことに伴い、今後虐待が再発する可能性等から転居先の児童相談所への情報の引継ぎを行うこと」とされており、情報提供する児童相談所の対応はすでに終結しているため他機関あつせんには計上しない、としています。 ただし、相手方児童相談所において、受け付ける際には「情報提供の内容から「通告」として取り扱う必要があるかどうかを組織的に協議し判断すること」となっているため、これに則り、情報提供とした場合も相手方児童相談所の判断で、情報提供を通常の各自治体で定める事務処理に従い処理するのではなく、「通告」として受け付け、安全確認や調査診断等のアセスメントを実施するに至る場合も想定されています。 その際は情報提供した児童相談所は、相手方児童相談所が「通告」として受付したことを受け、元の対応に加え「他機関あつせん」にも計上してください。
9	市町村送致(8) 児童相談所送致(10)	児童相談所が受理したケースを市町村に送致し市町村が対応した場合、児童相談所においては市町村送致(8)で1件、市町村においても何らかの対応で1件、合計2件カウントされることになるが問題ないか。 また、上記のケースで、市町村がさらに児童相談所送致とした場合は、児童相談所において市町村送致(8)と何らかの対応で2件、市町村においては児童相談所送致(10)で1件と、同一のケースで3件の対応がつくという理解でよいか。	お見込みのと通りの計上で差し支えありません。
10	その他(21)	自立援助ホームはどこに計上すればよいか。	自立援助ホームの利用については「その他(21)」に計上してください。

11	未対応件数(24)	年度末に受理したケースで、会議等 対応方針は決定した(施設入所では ない対応)が、年度をまたいでしまい年度 内にその対応が行われなかった場合は 未対応件数(24)として件数を計上する という解釈で良いのか。	お見込みのとおり計上してください。
12	その他事例等	ケースとしては虐待の側面があるもの の、主な相談種別を非行相談としている 場合、「児童相談所における虐待対応 件数」には計上されないが、問題ない か。	一つの相談として児童記録票を起こした場合の計上 方法についてはお見込みのとおりで差し支えないが、 同一児童に対する非行相談と児童虐待相談どちらも 児童相談所として支援が必要であると判断して、 各々に児童記録票を起こしたものであれば、2つの 相談をそれぞれ計上し、同時で進行させ、対応してい くことが望ましいと考えます。 その場合は、それぞれについて受付・対応等計上し てください。
13	その他事例等	ヤングケアラー、子どもの自殺企図につ いて、相談種別をどこに計上すればよ いか。	その時々の子どもの状況や家庭状況、保護者の状況 等を鑑み、総合的に検討し種別を決定してください。
14	その他事例等	所謂「泣き声通告」のような、安全確認 のみを実施した場合、「助言指導(1)」と 「その他(21)」のどちらに計上したらよ いか。	記入要領において助言指導とは「1～3回程度の助 言、指示等を与えることによる指導対応を行うこと」と なっているため、これに該当する場合は助言指導に 計上し、該当しない場合は「その他(21)」に計上してく ださい。
15	その他事例等	電話相談について電話にて助言を行っ た場合、面接指導として「助言指導 (1)」に含めるべきか、「その他(21)」に 含めるべきか。	電話による相談か否かを問わず、記入要領において 助言指導とは「1～3回程度の助言、指示等を与える ことによる指導対応を行うこと」となっているため、こ れに該当する場合は助言指導に計上してください。
16	その他事例等	母子生活支援施設に入所したケースに ついて、助産又は母子保護の実施に係 る都道府県知事への報告(12)は、福祉 事務所を設置していない町村であるこ とが前提であると理解している。福祉事務 所を設置している市では、都道府県知 事への報告は発生しないため、母子保 護の実施(母子生活支援施設に入所し たケース)は、「その他(21)」に計上す るという理解でよいか。	お見込みのとおり「その他(21)」に計上いただくことで 差支えありません。

17	その他事例等	<p>児童福祉法第26条第1項第5号に基づく通知はどこに計上すべきか。</p> <p>児童福祉法第26条第1項第5号 保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。</p>	<p>お示しいただいている児童福祉法第26条1項5号に基づく保育利用が適当である旨を都道府県または市町村の長へ報告又は通知することについては項目にないため、「その他(21)」に計上いただきたい。</p>
----	--------	---	---

46表

	分類	質問	回答
1	社会的自立(05)	本表について「社会的自立(05)」と「その他(06)」はどのように分類すればよいか。例えば、措置解除後に就労継続支援事業A型・B型を利用する場合やグループホームに入所する場合などはどこに分類すればよいか。	措置解除した場合で、障害サービスを利用しながら、家庭に戻らず、親族とも生活を共にしないで社会的に自立をした生活をしている場合は、「社会的自立(05)」に計上してください。ただし、グループホームへの入居については「その他(06)」に計上してください。
2	その他事例等	本表においては通所措置の扱いはどのように分類するのか。	表頭の表側においても、法第27条第1項第3号及び第27条2項により措置したものを計上することとしているとおり、通所措置の児童については本表では計上する必要はありません。
3	その他事例等	本表(措置解除)について、措置解除日を令和5年4月1日付けとした場合、措置解除日は在籍としないため令和4年度中の措置解除の報告に含めてよいか。	本表自体が本年度中に行った措置の解除に関して計上するものであることから、翌年度の4月1日付措置解除については計上する必要はありません。

47表

	分類	質問	回答
1	一般的事項等	児童を所内一時保護所から一時保護委託へと変更した場合、どのように計上すればよいか。	それぞれの正確な実態を反映させるため、例えば①所内一時保護 ②後に児童福祉施設へ一時保護委託となった場合は、(所内保護分)及び(委託保護分)それぞれに計上してください。(件数及び延べ日数に実態と開きが生じてしまうため) また、一時保護施設から一時保護委託先へ移る場合の「対応(年度中)」についてはその他(11)に、一時保護委託先から一時保護施設へ移る場合は、「委託解除(年度中)」については解除した委託先の種別に応じて計上し、「対応(年度中)」については、「他の児童相談所・機関に移送(20)」に計上してください。
2	障害児関係施設(11)	「(委託保護分)」の「委託解除(年度中)」における「児童福祉施設」のうち「障害児関係施設(11)」に、障害児短期入所(ショートステイ)事業所等を含めてよいか。	児童福祉法第7条に基づき、児童福祉施設の中での障害児関係施設は障害児入所施設・児童発達支援センターの2つのみであるため、それ以外についてはその他(14)で計上してください。
3	2か月を超えて一時保護した件数(再掲)(14)(26)	「2か月を超えて一時保護した件数(再掲)(14)(26)」について、その月の日付に基づいて2か月(1月1日を1日目として、3月1日を2か月)と判断するのか、それとも2か月=60日と読み替えて2か月(令和6年1月1日を1日目として、60日目の2月29日を2か月)と判断するのか、ご教示いただきたい。	民法第143条により、週、月、年によって期間を定めるときは、その期間は、暦に従って計算すること、と定められていることから、2か月後の相当する日を超えたもの(例えば2月1日から一時保護した場合には3月31日を超えたもの(=4月1日以降も一時保護を継続したものを)を「2か月を超えて一時保護をした件数」(再掲)(14)(26)に計上してください。
4	2か月を超えて一時保護した件数(再掲)(14)(26)	「2か月を超えて一時保護した件数(再掲)(14)(26)」について、一時保護所から一時保護委託等、一時保護先を転々としている児童の場合、2か月を超えて一時保護したか否かについては当初保護日から保護解除日までのトータルの期間で判断し、最後に居たのが一時保護所なら「所内保護分」へ、一時保護委託先なら「委託保護分」に計上すると理解しているが、その理解でよろしいか。	「2か月を超えて一時保護した件数(再掲)(14)(26)」については、ここでいう2か月は所内保護・委託保護通算して2か月を超えたかどうかを計上するため、所内保護・委託保護それぞれに計上した場合であって、通算して2か月を超えた場合にはどちらにも計上してください。 例)3日間所内保護したのちに里親に70日間一時保護委託を行ったケースについては、所内保護に1件・延日数3日、委託保護に1件延日数70日をそれぞれ計上し、かつ再掲(14)(26)それぞれに1件計上してください。 その際の「対応(年度中)」等についての計上方法については、上記1をご参照ください。

5	その他事例	自治体内で一時保護所を複数有する場合、入所児童数等の状況から保護所間の移動が発生することがある。令和4年度から児童相談所別に報告することとなっているが、先述のような自治体内の保護所間の移送についても「受付」及び「他の児童相談所・機関に移送(8)」に計上するべきか。	各自治体の事務処理が異なるため一律にお示しすることはできないが、同自治体内における保護所間の移動があったとしても、1件の所内保護として合算して計上してください。
6	その他事例	施設不調で所内一時保護した児童を施設復帰させたケースについて、「その他(11)」に計上しているが問題ないか。	「児童福祉施設(6)」については、記入要領においては児童福祉法第27条1項3号に基づいて児童福祉施設に入所したものの数を計上することとしているため、すでに入所している児童について一時保護(委託を含む。)を実施し、その児童が施設に復帰するなどの場合は、「その他(11)(23)」に計上してください。
7	その他事例	他の自治体にて警察の身柄付通告となり、他の自治体にて所内一時保護されている児童について、当自治体の児童であることからその時点で一時保護件数として計上してもよいか。	最終的な児童の所管如何にかかわらず、本表については一時保護を実施した児童相談所において計上してください。(他の自治体の児童相談所で一時保護されている児童については、その時点では計上しません。)

48表

	分類	質問	回答
1	面接・観察・指導(9)	「面接・観察・指導(9)」と「心理療法カウンセリング」の違いはなにか？	心理診断や行動観察を主たる目的として実施した面接・観察・指導については「面接・観察・指導」に計上し、これらの面接を通して方針が決定し、そのうえで実施した心理療法やカウンセリング等(複雑な指導を数回以上にわたって継続実施したもの)については「心理療法・カウンセリング」に計上してください。
2	心理療法・カウンセリング等	心理療法・カウンセリング等の説明として、「複雑な指導を数回以上にわたって継続実施したものについて計上したもの」とあるが、これは全体を通して1件(指導解除時などに)入力するということか。	記入要領にあるとおり、「実施した延べ件数」を計上してください。
3	心理療法・カウンセリング等	「心理療法・カウンセリング等」に該当するものとして「継続指導、児童福祉司指導等」とあるが、この「等」には何が含まれているのか。	児童相談所における対応として「継続指導」や「児童福祉司指導」として行っていなかったとしても、複雑な指導を数回以上にわたって継続実施したものは計上していただくという意味で「等」としております。
4	その他の診断指導(10)	その他の診断指導(10)については誰による診断指導について計上するのか。	言語治療担当職員や理学療法士等が行った診断・指導について計上してください。

49表・49の2

	分類	質問	回答
1	一般的事項等	今年度新たに受けた件数となっているが、新規ケースだけなのか、継続ケースでも今年度新たに相談を受けた場合は対象になるのか。	継続しているケースであっても、今年度新たに相談を受け、児童記録票を起こした相談であって、本年度中に対応したものと及び前年度に未対応であって本年度中に対応したものについては本欄に計上してください。
2	1(養護相談の理由)	理由種別は2欄以上に該当するときはそれぞれ計上、経路種別は最初の相談経路のみに計上となっていて、件数が異なるがその計上でよいか。	「1(養護相談の理由)」については対応した数を計上するが、「(2)虐待相談の相談種別・経路」、「(3)虐待相談の相談種別・主な虐待者」及び「(4)被虐待者の年齢・相談種別」については対応したもの(複数対応含む)を経路・主な虐待者・被虐待者の年齢別に計上するものであるため、お示しの件数は異なるものとなります。
3	(3)(虐待相談の相談種別・主な虐待者)	夫婦げんかによる心理的虐待等、一方を明確に「主な虐待者」と言えない場合、主な虐待者をどのように計上すればよいか。	その時の状況や日常からの父母の力関係、目撃等した児童から何に恐怖を感じたのかの聴き取り内容等を鑑み、総合的にご判断ください。 なお、相談の受け付け時点での主な虐待者と安全確認、調査後に判定会議等において判断された主な虐待者が異なる場合は、判定会議等において判断された主な虐待者について計上してください。
4	(3)(虐待相談の相談種別・主な虐待者)	保護者以外の家族からの虐待は、保護者がいれば虐待者は保護者(保護者によるネグレクト)だが、保護者不在であれば虐待を行っている家族が虐待者となるための「その他(5)」として計上するのか。	お見込みのとおりです。
5	(4)(被虐待者の年齢・相談種別)	年齢は、受付した時点での年齢か、対応が行われた時点での年齢か。	記入要領及び「記入要領に関する解説書」の【49表、49表の2】の6にあるとおり、年齢については、対応した時点での満年齢により件数を計上するものであり、相談として受け付けた時点での計上は行いません。
6	(4)(被虐待者の年齢・相談種別)	19歳以上の者を対応した際に、44表では計上する欄があるものの、49表ではない。49表ではどのように計上すればよいか。	前提として、表44において、「18歳以上(19)」及び「18歳以上(39)」で計上するものは①法第31条の規定による措置延長の相談があった場合 ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律による認定診断の依頼があった場合となっています。 また、表49において年齢別に計上する相談は児童虐待相談に該当するもののみとなっているため、上記②の相談については表49では計上しないものと認識しています。 ①については児童虐待相談で計上しないとも限らないが、記入要領上「保護期間の延長のための相談に応じたもの」としているところから、保護期間の延長が決定した場合はすみやかに何らかの対応がとられると認識しており、また保護期間の延長は満18歳に達した以降であることから、19歳に到達してから何らかの対応がなされることは想定していません。

7	(4)(被虐待者の年齢・相談種別)暴力の目撃等によるもの(再掲)(4)	(4)(被虐待者の年齢・相談種別)の「暴力の目撃等によるもの(再掲)(4)」の定義として、「児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力」と定義が記載されているが、家庭外での暴力やこどもがいない状態での暴力があった場合、心理的虐待としてよいか。	児童虐待防止法第2条に規定する心理的虐待の定義に該当するか否かでご判断いただき、該当する場合は計上してください。
8	(4)(被虐待者の年齢・相談種別)暴力の目撃等によるもの(再掲)(4)	(4)(被虐待者の年齢・相談種別)の「暴力の目撃等によるもの(再掲)(4)」の「暴力」には、言葉の暴力などの「精神的な暴力」を含むのか。	本欄においては、児童虐待防止法第2条第4号に規定する心理的虐待のうちから再掲で計上するものであることから、同号に規定する「身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」に該当する相談を計上してください。
9	(4)(被虐待者の年齢・相談種別)置き去り児童(再掲)(7)	(4)被虐待者の年齢・相談種別の「置き去り児童(再掲)(7)」の定義をご教示いただきたい。	棄児・置き去り児については、記入要領において「親が監護を放棄して、家庭の内外(産科、知人宅、自宅など)に放置された児童であって、保護されたときに親が判明している児童」と定義されています。このため、児童が保護されたときにその親が判明している場合であって、 ①その親が監護を放棄して、児童だけを家庭の内外に放置している ②児童を発見し、児童相談所含め誰かしらが児童を保護した時点で親が児童のそばにいなかったという状況に該当する場合は、棄児もしくは置き去り児の再掲に計上してください。
10	(5)(児童虐待防止法関係)2(親権・後見人関係)	(5)(児童虐待防止法関係)について「行った件数を計上すること」とあり、2(親権・後見人関係)について「ものの数を計上すること」とある。「件」「もの」が児童数なのか、実施件数なのかご教示願いたい。	「(5)児童虐待防止法関係」については、そもそも「児童記録票の数」(児童数)で計上ものであることから、児童記録票を起こしている児童数で計上してください。 「2(親権・後見人関係)」については、審判等の件数で計上するものであることから、請求等の実施件数で計上してください。
11	(5)(児童虐待防止法関係)安全確認件数(1)	「表頭 安全確認件数(1)」の虐待防止法の第8条第2項の規定に基づき安全確認を行った件数について、これまでは当課職員が直接本児を目視した場合のみを計上していたが、その計上でよいか。	安全確認については、平成22年9月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長発「『虐待通告のあった児童の安全確認の手引き』について」別紙「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」3.虐待通告があった場合の対応の基本事項に記載のとおり、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、こどもを直接目視することにより行うことを基本とするとされていることから、これらに該当する場合は計上してください。
12	(5)(児童虐待防止法関係)住所情報の制限(15)	「住所情報の制限(15)」は、一時的なものも含めて計上してよいのか。	本欄については、制限を行った期間の長短にかかわらず、制限を実施した件数に応じて計上してください。

13	その他事例等	<p>一度他の種別に計上されたケースが再判定により「児童虐待相談」に該当すると判断され、種別が変更された場合は、どのように計上すればよいか。</p>	<p>児童相談所が今年度中に養護相談として新たに受け付けたもののうち、本年度中に対応した件数(前年度に未対応であったものを含む。)について、本年度中に安全確認や調査等の結果、判定会議等において「児童虐待相談」に該当すると判断され、種別が変更されたものについては、変更前の種別では計上せず変更後の種別である「虐待(5)」に計上してください。</p>
----	--------	--	---

50表

	分類	質問	回答
1	その他事例等	社会的養護自立支援事業を利用して引き続き施設に居住する場合、入所・退所として計上の対象となるか。	措置が解除され、社会的養護自立支援事業を利用して引き続き在所する場合、「退所」の「措置人員(5)」に計上するとともに、「入所」の「その他(4)」にも計上してください。

56表

	分類	質問	回答
1	一般的事項等	専門里親登録数は、同一世帯で里父母が両方専門里親として登録している場合は「1」で計上してよいか。	同一世帯に複数の里親がいる場合は、「1」と計上してください。
2	児童が委託されている里親数(02)	児童が委託されている里親数(02)「補2 複数の里親として児童が委託されている者についても「1」と計上する」とは、同一の里親に複数の児童が委託されている場合は「1」と計上するという理解でよいか。	「児童が委託されている里親数(02)」については、複数の児童が同一の里親に委託されていたとしても「1」と計上してください。
3	その他事例等	ファミリーホームの「入所(年度)その他(4)」「退所(年度)その他(4)」について「措置以外での入所した者」と「措置以外で入所した者のうち退所した者」とありますが、措置以外の入所、退所とは何を指すのか。	社会的養護自立支援事業や私的契約等を想定しています。
4	その他事例等	養育里親と、専門里親あるいは養子縁組里親の両方に登録している里親は、同一人物であっても養育里親「1」、専門里親あるいは養子縁組里親「1」という計上の仕方によいか。	複数の里親として登録及び認定されている場合は、それぞれの種類ごとに「1」と計上してください。

57表

	分類	質問	回答
1	満年(8) 就職(11)	上表の解除の理由のうち「満年(8)」と「就職(11)」の区別が難しい。	措置解除理由に応じて計上してください。
2	満年(8) その他(12)	措置解除後、社会的養護自立支援事業や社会的養護自立援助事業等を利用する場合の計上方法について、「満年(8)」に入れるべきか、「その他(12)」に入れるべきか。	措置解除理由に応じて計上してください。
3	その他(16)	措置変更の「その他(16)」は、どういったものが想定されているのか。	指定医療機関を想定しています。
4	その他事例等	「措置を解除又は変更された児童数・解除」に関して、進学し里親家庭から独立したことにより措置を解除された児童はどこに計上されるのか。	「その他(12)(16)」に計上してください。
5	その他事例等	18歳で措置延長後、20歳到達前に就職により解除となった場合の計上方法についてご教示いただきたい。	「就職(11)」に計上してください。

○改訂履歴

日付	改訂箇所	改訂内容	理由、補足等
R6.5.13	47表、1	回答欄の記載を一部修正しました。 (誤)「他の児童相談所・機関に移送 (8)」に計上してください。 (正)「他の児童相談所・機関に移送 (20)」に計上してください。	計上すべき欄の指定が誤っていたため。